

Q

期の途中での役員報酬の再度の減額改定と税務上の処理

当社は3月決算の同族会社ですが、当期はすでに7か月目(11月上旬)に入り、中間決算の結果、業績が極めて不振なので、8月に役員報酬を減額改定しましたが、11月から、再度減額改定しようと思いますが、税務上問題ありますか。

A

取締役会の決議によって、減額改定は可能であり、当期再改定であっても、税務上特に問題になることはないと思われます。ただし、減額にあたって、その理由、計算は明確にしておくべきものと考えます。

まとめとして、「役員報酬の改定—決議および損金算入の可否」(⇒56p)を参照してください。

解説 原則として、役員報酬の期中減額については、合理的理由(業績悪化、資金繰り悪化などを含む)に基づき、取締役会で決議された場合には、商法上、税務上特に問題はありません。

ただし、期中複数回減額改定が行われた場合にはどのような取扱いになるかですが、複数回減額改定するに合理的理由が存在するかどうかが重要であると思われます。1回目の減額改定は、今後の経営環境、業績見通し等を十分に検討された結果であるはずです。したがって、2回、3回と何度も減額改定する合理的理由があるかどうか非常に疑問です。

私見ですが、合理的理由の下に、期中2回目の減額改定はあり得ると思われます。例えば、業績の急速な悪化、経営環境の激変およびそれに伴う社内体制等の変更、その他不測の事態が合理的理由と考えられます。

合理的理由に乏しい期中複数回の減額改定は、商法上からも役員報酬額の決定について問題があります。税務上も、職務執行の対価としての適正性および定期の給与の範囲内であるか検討の余地があると思われます。

「役員報酬の改定—決議および損金算入の可否」について役員報酬の改定時に、参考としていただきたい決議機関と損金算入の可否に係る区